

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和元年9月13日（第10日目）

議 長（佐藤孝悟君）

おはようございます。

ただいまから、令和元年平泉町議会定例会9月会議、10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会9月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

建設水道課長より、9月5日の高橋伸二議員の一般質問に対する答弁について発言の申し出がありましたので、発言を許します。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

9月5日の高橋伸二議員からの一般質問の中で、屋外広告物法の改正に伴う当町の屋外広告物条例の見直しについて何うの質問要旨の答弁におきまして、屋外広告物法第29条の適用上の注意の条項が平泉町屋外広告物条例にないと回答いたしました。が、条例の第33条に同様の条項がございましたので、訂正しておわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

なお、当町の屋外広告物条例は、景観計画により位置づけられていることもありまして、条例の改正をする際には景観計画との兼ね合いも考慮し検討してまいります。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

29条にかかわる件については理解できました。

そこで、2つほどお伺いをしたいのですが、1つは、今の答弁を聞きますと、必要な検討もしなければならないと、このように受けとめたわけですが、何を指して言うかというのと、私の理解なのですが、屋外広告物条例及び建設水道課が作成をしましたこの条例に基づく運用マニュアル、この中に見直しを必要とする内容があることについて認識をしたと、このように受けとめてよろしいのかというふうに思うのですが、ひとつそれはいかがでしょうか。

2つ目は、その上で、関係する改正を行うという理解でよろしいかどうかお伺いします。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

まず、1点目でございますけれども、屋外広告物法、条例の意味するところ、趣旨の理解ということでございますけれども、今までの条例の中での運用の仕方、これを再度こちらのほうで調査をいたしまして、他自治体ではどのような運用をしているとかというような調査をいたしまして検討していきたいと思えます。

その中で、改正しなければならないという結論に至った場合には、改正に向けて検討を始めるということとなると考えます。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

それでは、これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、認定第1号から日程第8、認定第8号までの平成30年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定について、認定案件8件を一括議題とします。

この認定案件8件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

11番、決算審査特別委員長、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それでは、報告いたします。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

決算審査特別委員会委員長、寺崎敏子。

認定第1号、平成30年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、平成30年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成30年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成30年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成30年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成30年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成30年度平泉町水道事業会計決算の認定について。

本委員会に付託された平成30年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道

事業会計決算は審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

それでは、審査意見を申し述べます。

1つ、総合計画の策定に当たっては、町民の意見が反映されるよう配慮し、また、中長期的な財政計画を作成するなど、財政に十分考慮し慎重に対応されたい。なお、自主財源の確保は現状を鑑みた上、具体的な対策を講じられたい。

2、委託事業、補助事業及び交付金事業については、その成果の検証、報告を積極的に行い、効果的に取り組まれたい。

3、子育て支援については、心身の健全な発達を図るため、実効性のある施策の展開に努力されたい。

4、基幹産業である農業に対し、今後を見据え、若年層を含めた就農者支援策を講じるよう努められたい。

5、職員の負担や健康に配慮しつつ、必要な人員の確保と適正な配置を図るなど、業務執行体制の充実強化に努められたい。

以上、報告いたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

ただいま議題となっております8件の認定案件は、決算審査特別委員会において審査が十分なされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

認定第1号、平成30年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成30年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成30年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号、平成30年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成30年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成30年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成30年度平泉町水道事業会計決算の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第9、議案第39号、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長(千葉多嘉男君)

おはようございます。

議案第39号、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書10ページをお開きください。

まず、今回の条例改正の提案理由につきましては、女性活躍推進の観点から住民基本台帳法施行令が改正され、令和元年11月5日から申請した方に限り、住民票や個人番号カードに旧氏を併記する取り扱いが開始されることから、印鑑登録証明書にも旧氏を併記し、男女の別を記載しないこととするため、所要の整備を図るものでございます。

お手元に配付されております平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表により説明をさせていただきます。

1ページ目をお開きください。

第2条、第1項につきましては、法律第81号の次に「以下法」を加え、「本町の」を「本町が備える」に改めるものでございます。

第4条、第3項につきましては、「1に」を「いずれかに」に改めまして、4項を「前2項の規定により確認し難いものについては、文書その他町長が適当と認める方法により確認することができる」と改めるものです。

第5項、第3号につきましては、氏名の次に「氏に変更があった者に係る住民基本台帳に旧氏の記載」、1ページ裏をお開きください、「がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民基本台帳に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称」を加えるものです。

第5号を削り、第6号を第5号とし、同号の次に、第6号として「外国人住民のうち住民票の備考欄に氏名の片仮名表記が記載されている者が当該氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合に合っては、当該氏名の片仮名表記」を加えるものです。

第4条に第6項として、「前項各号に掲げる事項については、磁気ディスクをもって調製することができる」を加えるものです。

第5条、第2項につきましては、「1に」を「いずれかに」に改めるものです。

第1号におきまして、「住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名、旧氏、通称、若しくはこれらに準ずるもの又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの」と改めるものでございます。

第3号につきましては、氏名の次に「旧氏、通称又はこれらに準ずるもの」を加えるものです。

第6号については、「その他」を「前各号に掲げるもののほか」と改めるものでございます。

第13条、第2項につきましては、「氏若しくは名を変更したこと」を「氏、名」、2ページ目をお開きください、「を変更したこと又は外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと」、「又は死亡」を「死亡又は法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと」と改めるものでございます。

第15条、第1号につきましては、「氏名」の次に「氏に変更があった者に係る住民基本台帳に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民基本台帳に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称」を加えるものです。

第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に、第4号として「外国人住民のうち住民票の備考欄に氏名の片仮名表記が記載されている者が当該氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記」を加えるものでございます。

附則として、この条例は令和元年11月5日から施行されます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

若干質問させていただきますが、この2条で、今回、平泉町の「住民基本台帳に記録されている者」についての部分を、「本町が備える住民基本台帳に記録されている者」とするようですが、これは、今回の改正では文言修正に提案されていますが、これは今回の改正とは関係ないように思うのですが、この事情はどういうことなのか。そして、この意味が、私にすれば、別に備えなくても、総体で住民基本台帳ということになるのでわかるのですが、ここら辺の意味をお知らせ願いたい。

それと、この法律は女性活躍推進の観点で改正するというところでございますが、旧氏の併記ま

たは男女別の記載がないことが、どうして女性活躍推進になるのかお答え願います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

確かに、今回の条例改正の中では、住民基本台帳に記載されている者に関しましては、特段関連したものではございませんが、本来であれば、以前に条例改正をしなければいけなかったときに、それについて条例改正をしなかった時点があったものですから、このたび、それにあわせて条例改正をさせていただいたというところがございます。

あとは、女性活躍推進の観点からということで、なぜ旧姓併記、あとは男女別の記載をすることが女性活躍になるのかという質問でございますが、これは国の施策として、今、あくまでも住民基本台帳の施行令が国のほうで改正されましたので、それに基づきまして、特に女性活躍推進の観点からいけば、男女の別とか、旧姓の氏を併記することによって、そういった女性の活躍の推進が図られるということで、今回、住民基本台帳施行令が改正されたものと感じております。

（発言する声あり）

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

佐々木議員からの質問の内容について、すみません、もう一度、お話しいただければと思います。よろしくをお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

ですから、「本町が備える住民基本台帳」というふうに、今回変えたのですが、従前のあれでは「本町の住民基本台帳」となっている、その違いというのは何なのかということですが、端的に。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

第2条の「本町の」を「本町が備える」というふうに今回改正したという、その意味ということでございますが、あくまでも現行では「本町の」と書いてございましたので、「本町が備える」ということを今回追加させてもらったということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

ですから、基本台帳ができたときには紙の台帳であったのだと思うのですが、その後、電磁記録等のものが出てきて、そういう事情もわかるのですが、そうすると、「本町が備える」とい

う、この備えるのは紙台帳を指しているのか、磁気システム全体を指しているのか、何を指して、この備えるにしたのかということをお聞きしているのであります。

発言回数が制限されていますので、続けて、別の質問をさせていただきますが、先ほど、女性活躍で、国会で討論したのだからそちらに任せるといような内容だったと思うのですが、例えば、今回、旧氏の併記がされています。今回の当町における改正は印鑑登録の関係ですが、印鑑登録もこの併記に関連して直したということですが、併記、旧氏を認めるということは、印鑑を旧氏と本氏としますか、現在、使用している氏名の印鑑が登録できるのですか。そのことをまずお聞きしたい。

それと、いろいろ調べてみたのですが、当町の今回の住民基本台帳法の改正で、いろいろ条例を見たのですが、これの表題にありますとおり、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、これは昭和51年に印鑑条例から変えています、ほとんど印鑑の話ですよ。その他の証明は何を指しているのか。これほど、印鑑だけに特化しているのであれば、他市町村においても印鑑条例でやっておりますが、なぜこのような条例になったのか、ご説明をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

印鑑登録で、旧氏と、あとは今の登録になっている氏の印鑑登録が2通り登録できるのかということですが…、

（「備えるから答えて」の声あり）

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

備えるものにつきましては、先ほど、佐々木議員がおっしゃったとおり、今、台帳と磁気テープで、磁気ディスクの両方で管理しておりますので、台帳、ペーパー、紙のものとディスクのものが今、両方ありますので、これらを今までは、今でいきますと、台帳の分で現行でやっておりましたが、今回はその改正にあわせて、磁気ディスクと台帳を備えるということで改正させていただいたというところでございます。大変申しわけありませんでした。

あと、旧氏とその後の改正した時点での印鑑登録の関係でございますが、これは現在の印鑑登録が有効でありまして、旧氏の部分については無効になるということでございます。

あとは印鑑登録のその他印鑑という話でございますが、これにつきましては、例えば、この16条の中で閲覧の禁止ということがありますが、そのとき、印鑑登録原票、あとはその他印鑑登録となつてございますが、これはあくまでも、例えば、閲覧の禁止の場合は、印鑑登録票の原票は閲覧できません。あと、その他印鑑の登録ということがございますので、印鑑の登録をするときの証明とか、そういった申請書に関しては閲覧できませんという考え方でございますので、あくまでも印鑑登録、その他という考え方は印鑑登録の原票、あとはその他の印鑑の登録または証明に関する書類を閲覧に供してはならないということとなりますので、それは、その他印鑑という捉え方がちょっと違っているのかなと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

印鑑の関係でいえば、第5条で、印鑑は1人につき2個以上の印鑑を登録してはならないというふうになっていますから、そうしますと、今回の女性活躍のために、氏を表示はするけれども、仕事で旧氏も使うということを想定しているのであれば、旧氏の印鑑が必要な人が発生するということは考えていないというふうに、今の回答ではありますが、では、この併記する意味が本当にどういうことなのか。今回は印鑑登録の条例ですから、印鑑に絞って言いますが、それは本当に、住民基本台帳法の改正の趣旨とそぐわないのではないかと思うのですが、もう一度、その辺をお聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今回の女性活躍推進の係る印鑑登録の改正ではございますが、旧氏の印鑑登録も使えないのでは意味がないのではないかという話ではございますが、印鑑、規則条例の中では、先ほど、議員さんが言ったとおり、1人で1つの印鑑登録しかできないということになってございます。そのとおりではございますが、あと、例えば、仕事上で、そういった旧氏を使っている方もございますので、印鑑登録と仕事上での使い分けにつきましては、また、別でございますので、あくまでも今回の印鑑の登録及び証明に関する条例につきましては、女性活躍の観点から、旧氏も台帳に載せることによって女性の立場が一層高められるということで、そういった条例、国の規則が改正になったものだと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第10、議案第40号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書11ページをお開きください。

議案第40号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

参考資料3ページの議案第40号参考資料、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧ください。

条例の占用の額を表示した別表下段にある備考の一部でございます。

備考の9、現行の下線部「1.08」を、改正後「1.1」へ改めようとするものでございます。これは消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い改定するものです。占用料につきましては、消費税法により期間が1カ月以上の場合は非課税とされております。これによりまして、条例別表にある占用料の額は非課税の表示となっています。このため、別表の備考9に、期間が1カ月未満で課税となる場合の占用料の算出方法を記載しているものです。占用期間が1カ月未満である場合の占用料は課税の対象となることから、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い改定するものでございます。今回の改正によりまして、期間が1カ月以上の占用料については現行のとおり、改正がなく、期間が1カ月未満の占用料が消費税の引き上げにより改正されることとなります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第11、議案第41号、平泉町水道事業及び簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書12ページをお開きください。

議案第41号、平泉町水道事業及び簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

平成30年12月6日に水道法の一部を改正する法律が可決され、指定給水装置工事事業者の指定後5年ごとの更新制が新たに導入され、令和元年10月1日から施行されることとなりました。更新制の導入に伴いまして、指定給水装置工事事業者の更新手数料について、新規指定の手数料と同様に条例で定めるために、本議会に提案いたしましたところでございます。

参考資料4ページ、議案第41号、参考資料、平泉町水道事業及び簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧ください。

第28条、第1項、第2号の現行欄の下線部「1件につき2万円」を改正後の「ア、法第25条の2の指定をするとき、1件2万円、イ、法第25条の3条の2の更新をするとき、1件1万円」に改めようとするものでございます。改正後のアの「法第25条の2の指定をするとき」とは、新規申請で手数料は現行どおり2万円となります。イの「法第25条の3の2の更新をするとき」とは、更新申請で手数料は1万円となり、今回、定めようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第12、議案第42号、町道祇園線道路改良工事（その2）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書13ページをお開きください。

議案第42号、町道祇園線道路改良工事（その2）の請負契約の締結に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

参考資料5ページ、議案第42号、参考資料によりご説明いたします。

町道祇園線道路改良計画は県道三日町瀬原線、いすゞ前から、県道平泉巖美溪線までの延長1,570メートルを全幅員11メートルで、車道幅員6メートル、片側歩道2.5メートルに整備するため、平成23年度に事業着手し、令和2年度完成を目指して進めているものでございます。

今回の工事では、県道三日町瀬原線から高速道路方面に向かって40メートルの改良舗装と307.5メートルの改良、合わせて347.5メートルの工事を行おうとするものでございます。

なお、工期は議決の日から令和2年3月13日でございます。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する5,000万以上の契約を締結することから、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

参考資料にありますとおり、赤色の部分の工事ということですが、ラウンドアバウトの環状交差点の工事も入るということでよろしいでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

改良工事でラウンドアバウトの形状もでき上がってくるということでございます。ただ、舗装のほうは次年度の予定でございますが、形状としてはできてくるということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

今度の改良の部分では、一般県道三日町瀬原線への取り付けのところが、何か隅を削ったように見えるのですが、これは現道とは多少拡幅するという図面での理解でよろしいですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

現道より、歩道もつきますし、あとは隅切りの部分が広がって改良されるということでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

8 番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

議案第42号でございますが、今回の工事につきましては、ご覧のとおり、ご説明いただいたとおりでございます。それで、長さ347.5メートルということでございますけれども、この図面を見ますと、高速道路までは取り付けにならないということですが、これはなぜ一緒に取り付けにならないのか。この1点と、さらには、内容については、道路は先ほどお聞きした方がございますから、まず、ならないのかということと、今後、駐車場をつくらなくてはならないということでございますし、今後、さらには10社の企業も来たいというお話もございますので、何を言っても、命の次は水でございますから、水道の整備とはどういうふうになっているのか、この2点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

まず最初に、今回の改良工事が高速道路まで届かない理由についてです。こちら、現在、高速道路は、ボックスカルバートを作製するために迂回路で切り回しております。盛り土をして東側のほうに、4車線全て切り回しておりますので、このために道路まではいけない、現在、迂回路として使っているのです、そこまで改良はできないということでございます。

あと、もう一点ですが、水道でございますけれども、現在は、高速から出てくるところに料金所の管理棟がつく予定ですので、そちらのほうには引く予定がございますが、これは改良後に歩道の中に入れていくと。今回、舗装は40メートルと言いましたけれども、歩道の部分はまだ舗装はしないので、改良工事が終わってから水道管は引っ張っていくということになります。あとは、周辺開発期でどれだけ必要になるかというのは、そちらの計画が決まってからの話ということなので、それはまだ未定でございます。今の県道の三日町瀬原線までは結構太い150ミリの予定が……一応予定はございます。いずれのほうからスマートインターチェンジ周辺開発で150ミリの管を引く予定はございますが、いずれ歩道に入れるので、今回は改良だけですので、後ほど決定していくというような形になります。

議 長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

今、ご説明いただきましたが、舗装にはしないということで、近い時期に歩道に埋設するというございますが、今回の工事計画につきましては舗装はしないのですか、もう一点。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

今回、工事で舗装する箇所は、車道部分の県道三日町瀬原線から高速道路に向かって40メートル区間、車道の部分。取り付けですので、その部分は舗装しますと。それ以外は舗装は来年度ということになります。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第13、議案第43号、平成30年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書14ページをお開きください。

議案第43号、平成30年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての補足説明をさ

せていただきます。

地方公営企業法において、利益の処分を行う場合は、地方公営企業法第32条の2項により、利益の処分は条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないと定められておりますことから、平成30年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めようとするものでございます。

平成30年度平泉町水道事業会計の決算書の265ページをお開きください。

決算書265ページですが、平成30年度平泉町水道事業剰余金処分計算書（案）、下の表でございいます。これによりご説明をいたします。

表の右上、上段ですけれども、未処分利益剰余金の当年度末残高1,531万9,139円、このうち200万円を企業債の償還財源に充てるために減債積立基金に、1,000万円を今後予定している水道施設の更新費用に充てるために建設改良積立金にそれぞれ積み立てし、処分後の残高331万9,139円については次年度に繰り越しをし、老朽化した水道施設の修繕費の増加などにより決算で欠損額が生じた場合に、繰越利益剰余金をもって欠損に充てようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時09分

議 長（佐藤孝悟君）

そろいましたので、再開をいたします。

先ほどの議案第39号の佐々木雄一議員からの質疑に対し、千葉町民福祉課長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先ほど、佐々木議員から平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の中で、第2条の「本町が備える」というものの中には何が含まれているかということでございましたが、私の答弁で、台帳と磁気ディスク両方ということでお話しさせていただきましたが、台帳はありませんで、磁気ディスクで管理しているということでございますので、訂正させていただきたいと思っております。大変申しわけありませんでした。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、日程第14、議案第44号、令和元年度平泉町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書の15ページをお開きください。

議案第44号、令和元年度平泉町一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、議案書15ページの裏をお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明をさせていただきます。

はじめに、歳入でございます。

1款町税、3項軽自動車税67万6,000円。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金196万6,000円。これは減収補てん特例交付金の増額でございます。

10款地方交付税、1項地方交付税64万9,000円。

14款国庫支出金、2項国庫補助金670万7,000円。これには子ども・子育て支援事業費補助金654万5,000円の増額が含まれております。

15款県支出金10万4,000円、2項県補助金23万2,000円、3項委託金12万8,000円の減。

18款繰入金656万円の減、1項特別会計繰入金100万円、2項基金繰入金756万円の減。これは財政調整基金繰入金の減額でございます。

19款繰越金、1項繰越金1億1,373万1,000円。これは前年度からの繰越金でございます。

20款諸収入、5項雑入5,000円。

21款町債、1項町債760万円の減。これは臨時財政対策債の減額でございます。

歳入合計補正額1億967万8,000円。

次に、議案書16ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費12万円。

2 款総務費6,440万3,000円、1 項総務管理費6,437万8,000円、これには人事給与システム改修委託料261万3,000円の増額、役場庁舎電話交換機更新工事費300万円の増額、財政調整基金積立金5,686万7,000円の増額が含まれております。5 項統計調査費1 万5,000円の減、6 項監査委員費4 万円。

3 款民生費600万2,000円、1 項社会福祉費194万3,000円の減、これには健康福祉交流館特別会計繰出金225万7,000円の減額が含まれております。2 項児童福祉費794万5,000円、これには幼児教育・保育無償化システム改修等業務委託料654万5,000円の増額が含まれております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費201万円。

6 款農林水産業費357万9,000円、1 項農業費320万9,000円、これには農業集落排水事業特別会計繰出金276万8,000円の増額が含まれております。2 項林業費37万円。

7 款商工費、1 項商工費276万8,000円、これには観光パンフレット等の印刷代224万7,000円の増額が含まれております。

8 款土木費208万7,000円、1 項土木管理費2 万6,000円、2 項道路橋梁費432万1,000円、これには町道補修工事費、地域課題対応分でございます、428万円の増額が含まれております。4 項都市計画費226万円の減、これには下水道事業特別会計繰出金268万8,000円の減額が含まれております。

9 款消防費、1 項消防費38万5,000円。

10 款教育費2,832万4,000円、1 項教育総務費40万8,000円。

次に、議案書16ページの裏をお開きください。

2 項小学校費108万1,000円、3 項中学校費33万6,000円、5 項社会教育費2,499万9,000円、これには社会教育施設整備に伴う建物移転費用2,400万円の増額が含まれております。6 項保健体育費150万円。

歳出合計補正額1 億967万8,000円。

次に、議案書17ページをお開きください。

第2 表地方債補正でございます。起債限度額の変更でございます、臨時財政特例債の変更前の限度額1 億490万円を9,730万円に変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2 番、高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

16ページ裏の5項社会教育費2,499万9,000円、関連するというお話でしたけれども、具体的な内容についてお聞かせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

歳出のほうにも出ておりますけれども、これは新社会教育施設の用地に関してのもので2,400万が含まれております。これで、社会教育施設の用地取得費に関しましては、トータルでは1億1,000万円ほど見込んでおりました。その中で、基金で繰り出して買う分と、あと当初予算で買う分で分けておりましたが、このたび、1地権者と用地交渉を進めておまして、移転補償費を出してほしいということで、この2,400万で地権者の方との合意になりましたので計上したというところなんです。そうなりますと、全体としましては2,400万が増えるのではないかというご意見もあろうかと思いますが、全体の中で、別の地権者の方が全て更地での購入を考えていたわけですが、一部地権者の方がこのたびの交渉において、今現在、売却ではなくて、リースでできないかという交渉に今、入っておる地権者の方がおります。それらによりまして、ちょっと流動的なところがございまして、全体の用地補償としまして1億1,000万を考えていたわけですが、その中でやりくりをいろいろしていきたいというふうに思っております。それによりましては、この1億1,000万で考えていた中でおさまる可能性もございまして、今後の用地交渉によっては、若干増える部分も出てくる可能性もあります。ただ、今現在、まだ流動的な部分がございまして、ちょっと見通しが立たない部分がありますので、これらに関しましては、このたび、移転補償費としてはあげさせていただきましたが、全体の中で見通しが立った段階で、議会の皆様にはご説明をいたしたいというふうに思っておるところでございまして。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

場所について、例えば、アパート等もありますけれども、普通の民地もありますけれども、差し支えなければ教えていただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

このたびの補償費に関しまして、どなたかということは、地権者の方もありますので、差し控えさせていただければと思います。

ただ、全体の見通しが立って、どのような形で落ちつくかと、これは相手もある話ですので、交渉事なので、なかなか難しい部分もございまして、できる限りの部分に関しましては、議会の皆様にもご説明してまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

理解しましたので、ありがとうございます。

歳出のほうは次でしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

一緒に。

2 番（高橋拓生君）

よろしいですか。

それでは、歳出のほうで4点ぐらいお聞きしたいと思いますけれども、まず、24ページの8款土木費、15節の町道補修工事、先ほど、説明ありましたけれども、その場所についてお聞きしたいと思います。

続きまして、25ページ、10款教育費、2目事務局費の13節PCB廃棄物処理業務委託料についてお聞きしたいと思います。

続きまして、26ページ、4目文化遺産センター費の廃棄物等処理費用と計上されていますが、内容についてお聞きしたいと思います。

最後に、26ページ裏の教育費の中の13節委託料の長島球場周辺支障木伐採等作業委託料、これについて内容をお聞きしたいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書24ページ、8款土木費の中の2目道路維持費の15節の工事請負費、町道補修工事で地域課題対応事業ということで、こちらは3カ所を予定しております。1カ所が4区にあります北沢線の路肩の補修でございます。あとはもう一カ所が13区の館前線といって、柳之御所跡地の脇の道路の側溝のふたがけでございます。あと、もう一カ所が19区の子谷線の路肩の補修工事という3件を今のところ、見込んでおるところでございます。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

まずはじめに、25ページの10款教育費、教育総務費の事務局費の13節PCB廃棄物処理業務委託料16万7,000円につきましては、今年度、PCBの廃棄物処理業務を蛍光灯、安定器等311.2キログラムということで1,969万8,000円ほどを当初予算で計上しておりましたが、受け入れ先との協議において、9月末までに処理し切れないということになりましたので、消費税の2%アップ分の16万7,000円について補正をお願いしようとするものです。

それから、26ページの裏の2目保健体育施設費の13節委託料、長島球場周辺支障木伐採等作業委託でございます。これにつきましては、球場周辺の主に桜の木でございますが、てんぐ巢病等にかかっているというようなことがございましたので、除去だったり、伐採だったりということ

で委託して処理しようと。地域課題対応事業ということで、地域のほうからも要望が上がっている部分ということの事業になります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

千葉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

26ページ、4目文化遺産センター費、12節役務費の廃棄物等処理費用の内容についてご説明いたします。

史跡公園や遺跡の維持管理作業で排出される刈り草、木などの処理費用でございます。現在、平成23年の原発事故後に排出されました刈り草等につきましては、文化遺産センターの裏手のほうに置いております。原発直後の分の刈り草についてはブルーシートで覆っておりますが、実は、毎年、処理はしているのですが、なかなか予算的に間に合わなくて、原発直後の刈り草もいまだ残っているという状況になっております。腐敗等も進みまして周辺の悪臭あるいは景観上も大変問題になっておりますので、今回、一気に何とか処理したいということで予算計上したところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

同一事項の質問回数の3回の制限がございますので、ご了承願いたいと思います。

そのほかございませんか。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

26ページ、今、高橋拓生議員が質問したことの関連で、文化遺産センターの草の処理の関係なのですが、これは東電への補償は求めていく対象になるわけですね、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

ちょっと放射線対策室のほうと、この予算について協議しておりませんが、まず、補償の請求の対象にはなろうかとは思いますが。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

26ページの7目社会教育施設整備費の中の2,400万の建物の移転費について、同僚議員からの質問もあったところでございますが、今、用地取得に関しまして、多分、募集要項の中で事業者との対話を行っているところというふうに認識しております。その中で、ここの移転に関して、かなり流動的な回答をしているようではございますけれども、そのところに関しては、募集に関しての支障

ないものなのかどうか、はっきりしたものがないままに入り口、あるいはそういった用地の設計ができるものなのか、そこを伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

用地交渉は、議員もご承知のとおりかと思えますけれども、しかも結構高額になることもありまして、簡単にはいかない部分がございますが、このたび、今、事業者を募集しておりまして、近々提案も出さろうかと思えますが、それらには支障のないような形でぜひ進めたいと思って、鋭意努力してまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

その協議の中で想定されている第2駐車場的な部分も含めた、そういうところも出てきているようですけれども、今現在の道路、保健センターの向かいの駐車場とか、そういったところも想定をしているのか、どうなのか。それから、その間にある道路とか、そういったところの、今回のところでどういった想定で用地をお考えかお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

皆様にも何度かご説明したところですが、周辺の用地につきましても、トータルで勘案して提案してほしいということを出しておりますので、さまざまな提案は出てくる可能性はあるかと思えます。その中で、町といたしましても、今後、周辺の大きなまちづくりに関しましても、考えていく可能性というのはかなりあるかというふうに思っております。このたびの新社会教育施設ができることによって、恐らく人の流れ、そういうものも大きく変わってくる可能性がございますので、その提案をこちらとしても鑑みながら、今後のよりよいまちづくりにつなげられるように一緒に検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

先ほどの課長の、同僚議員の答弁の中にも、用地取得費としての、その中におさまるような形という答弁もございましたが、今後、新たなそういった形の金額が出てくるということは想定していないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

これは、何度も申し上げておるとおり、相手との交渉事になりますので、このたび、補償の金

額を出ささせていただいたのは、1地権者とは合意形成ができた。それで、皆さんは、土地を利用していただく、これは買収なり、リースなりもありますが、それについてはご同意はいただいている。ただ、最終的な金額での折り合いというのはこれから詰める部分がありますので、できれば、全体として、こちらのほうで示していた額の中でおさめたいとは思っておりますが、これに関しては、おさまらない可能性も、相手との交渉の中ではあり得るかと思っております。そのときには、議会の皆様にはいち早くご報告して、ご説明いたしたいというふうには思っております。いずれ何とかおさめるような形では交渉を進めてまいりたいというふうには思っております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

23ページの林業費の件でございます。

13節委託料、森林資源管理システムセットアップ委託料というのが、金額的にもそうではないのですが、どちらに委託して、どういうふうな管理になっているのか、ちょっとお示しいただきたいし、それから、あと商工費のところでございます。19節、平泉町特産品開発支援事業補助金、これも何回も補助金を出されていると思うので、これがだめだということではなくて、今の進捗状況、そして、そういうのをどのような発信をしているかということをお示しいただければと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

23ページ、農林水産業費の林業振興費、13節委託料の森林資源管理システムセットアップ委託料、これについては、このシステムについては県から配付されているシステムですけれども、県下一斉に市町村に配付されております。10年が経過しているということもありますけれども、今回、パソコンを新設したということで、再セットアップが必要になったということで要求させていただいております。これは県のほうで県の森林計画をつくっておりますけれども、森林法の第5条の対象となる森林で、民間の民有林が対象となっております。いずれ県の計画の中にあります森林についての管理するシステムということでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

同じく23ページの7款商工費の19節負担金補助及び交付金のところの平泉町特産品開発支援事業補助金でございますが、当初で50万の予算の措置をさせていただきました。この補助金は今年度、新たに立ち上げた補助事業でございます。平泉町内の事業者の皆さんが町内で製造、それから、加工を施される商品に対して、町のほうで補助を出そうとするものです。50万円を上限に2分の1の補助をしようとするもので、ご存じのとおり、平泉町は観光客の方に多くお越しいた

だいておりますが、あわせて平泉町の特産品や、それから、お土産品なども多くつくっていただき、そして、経済効果に結びつけたいということから、この補助金をつくったものです。

この周知に当たりましては平泉町のホームページ、それから、平泉町総合支援ネットワーク会議ということで、銀行各社に集まっていたいている会議が年2回ありますが、その会議の席上、銀行の皆さんにも、相談等があったときには積極的に紹介してほしいということもお伝えしておりますし、あわせて、商工会のほうにも会報などを通じて周知を図っているところです。

このたび、1件の申請がございまして、今、予算措置されている50万は、その業者の方が鋭意努力されて、今年度の商品化に向けて努力されているということで、あと、そういう動きもまた町内にはありましたので、1件ほど、また、50万ということで補正の予算措置をさせていただこうとするものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

ご丁寧な説明ですが、そうすると、1件はあるということなのですが、そうすると、今後、何件ぐらいそういう希望者を募っていくのかということ、それを生産していく、どこで販売したりとか、どういうふうな形の経路で持っていくのかもわかれば、説明願います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

この補助事業は年度内に完結するというような事業になっておりますので、特産品、鋭意努力して、企業さんでも魅力的な商品をと日々考えているところではございますが、一つの商品を生み出すというのはなかなか大変なようでございます。なので、そんなに何件も出るということではないと思います。こちらでは、初年度でもございますので、二、三件ということで考えております。

ただ、それぞれの事業者の予定等もあると思いますので、そのところは、申請をいただいたときは丁寧に相談に乗っていくというような体制をとっていきたいと思います。

あわせて、熱意はあっても、パッケージや、それから登録商標、それから、PRに係るポスター製作などに経費がかかって、なかなかそれに踏み込めないというような業者もおありになりますので、その点は積極的に支援していきたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

26ページの7目社会教育施設整備費の2,400万円の建物移転費にかかわってお聞きをします。

先ほどの答弁では、用地買収費用として1億1,000万円を想定をしていると、こういう答えて

ございました。私の認識からいたしますと、移転費用というのは当然用地買収費用の中に含まれているというふうに考えるのですが、この2,400万円というのは1億1,000万円の中に含まれていないのかどうかということが1つ。

次に、答弁では、移転費用を含めて示した範囲でおさめたいのだと。今後、増えることも想定をしているのかどうかお聞きをします。

3つ目、同じく答弁で、全体費用の中で見通しが立った場合には議会に諮問と、このように述べられました。これは既に議決をされました建設費用見合いの総額に変更が生ずるといことなのかどうかお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

ここの2,400万に関しては、当町としましては、移転費用も含めて1億1,000万でおさめたいというふうには考えておりました。その中で、用地買収費とは支出項目が異なりますので、このたびはこの移転補償という、22節で計上したわけでございますけれども、トータルとしては1億1,000万円の中におさめたいというふうには考えております。

それで、今後、増えるかどうかにつきましては、先ほど、升沢議員のご質問にもお答えしたところですが、この中でおさめたいというふうには考えておりますが、交渉次第によっては、さまざまな補償ということが生じる可能性がございますので、増えていく、増える可能性はあろうかと思っておりますが、先ほどもお答えしたところですが、トータルとして用地買収費と考えておりました1億1,000万の中におさめるようにはしていきたいというふうに思っており、鋭意交渉しておるところです。

それで、全体費用の見通しとしましては、用地に係る費用としましては、先ほど来、申し上げたとおり、1億1,000万を見込んでおりましたので、この中からこれを超えて多くなってくるといことになると、全体費用の見通しは、増えた分が増えていくという形になろうかと思っております。ですので、できるならばこの中におさめたいと思っております、鋭意交渉を進めておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

やっぱり、さきの議会で議決をしたことに対して私は反対をさせてもらいましたけれども、このような問題が惹起してくるわけなんです。そこで伺うのですが、では、残っている移転対象の戸数というか、対象者というのはどれぐらいあって、その費用はどれほど見込んでいるのですか。同時に、それが1億1,000万の中で食っていくわけだから、1億1,000万を食うわけだから、その反動というのはどのように建設の中にあられるのか、あるいはあられないのですか、あるいは追加予算でいこうとしているのか、その辺をお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

全体の中でどれだけ見込んでおるかということに関しましては、移転対象の物件はあと1件あります。今現在、交渉を進めておるところでございますが、そこによっては、ちょっとどれだけになるかというのは、今、調査と交渉を進めておるところですので、ちょっと見込みではなかなか言うことはできないのですけれども、今、鋭意交渉を進めておるところです。

ただ、建設に係る影響に関しまして言いますと、この用地取得までは町のほうで行う形になりますので、建設のほうのコストという形では、今後、今、募集しておるほうの予算というものはこういう形でということになっておりますので、今現在、募集提案は用地がそろったということを前提に募集提案している形になりますので、こちらの用地の費用が増えることによって、建設のほうへの影響というものはないのではないかとこのふうには考えております。ですので、繰り返しますが、用地の費用が増えるということは、1億1,000万で当町で土地を準備していくわけですが、増える場合には、その部分、当町で出す部分が増えていくと。ですから、全体の事業費は上がりますが、今、募集している建設等の部分というものに対しては、基本的には影響のないものではないかとこのふうには考えております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

当初、想定をしていた2件の、対象が2件だといいますから、移転が、2件の移転費用の総額というのは示すことができるのですか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

基本的に町としては更地での買収を考えていたということです。ですので、更地で買収する場合において、土地鑑定士を頼みまして、1億1,000万を見込んでおったということですが、移転補償を出してほしいという交渉等がありまして、それらが適切かどうかも含めて検討した結果、このたび2,400万を計上したということになります。

もう1件につきましては、今、交渉中ですので、その詳細についてはまだわかりませんが、本当に今後、出す必要が生じるものかどうかということも含めて、今現在、調査と交渉をしておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

ほかに質問ございませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

19ページ裏にございます総務費の15節の工事請負費、役場庁舎電話交換機更新工事費になっておりますが、これは全端末を、主装置も含めてかえるということだと思っておりますが、台数をお知

らせ願いたいと思いますが、その場合に、現在だと表示機つき電話機というのは総務課中心に数台しかないというふうに思うのですが、そこら辺もどのような変化をするのかお知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

今回の交換機の更新工事費については、来年5月で補修対応期限が終了する機器で古いものがございます。その交換機のみ更新ということでございまして、電話機そのものの交換までは今現在は考えてございませんので、交換機のみ更新ということで対応したいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第15、議案第45号、令和元年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第45号、令和元年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書28ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正でございますので、項の補正額で説明をいたします。

歳入、5款繰入金、2項基金繰入金1,362万7,000円の減、財政調整基金繰入金の減額でございます。

6款繰越金、1項繰越金7,144万1,000円の増、前年度繰越金の増額でございます。

7款諸収入、2項雑入201万2,000円の増、主に診療報酬返還金等の増額でございます。

歳入合計補正額5,982万6,000円の増でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費19万9,000円の増、一般管理費の増でございます。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費38万9,000円の増、臨時職員賃金の増額でございます。

6款基金積立金、1項基金積立金5,923万8,000円の増、財政調整基金積立金の増額でございます。歳出合計補正額5,982万6,000円の増でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

歳出の1目一般管理費の特定財源、その他1,000円というのはどこから出てくるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

29ページ裏の1目一般管理費の特定財源のその他の1,000円の内訳でございますが、これは臨時職員共済費の中で、個人負担の分が1,000円ということでございますので、その1,000円を特定財源とさせていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第16、議案第46号、令和元年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第46号、令和元年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書31ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので、項の補正額でご説明いたします。

歳入、4款繰越金、1項繰越金106万8,000円の増でございます。前年度繰越金の増額でございます。

歳入合計補正額106万8,000円の増額でございます。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金106万8,000円の増、保険料の増額でございます。

歳出合計補正額106万8,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第17、議案第47号、令和元年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第47号、令和元年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書33ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので、項の補正額でご説明いたします。

歳入、2款繰入金、1項他会計繰入金225万7,000円の減。一般会計繰入金の減額でございます。

3款繰越金、1項繰越金248万5,000円の増。前年度繰越金の増額でございます。

歳入合計補正額22万8,000円の増額でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費22万8,000円の増でございます。

歳出合計補正額22万8,000円の増でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

昨日までの決算の中でも同僚議員が質問をしていたわけですが、健康福祉交流館の一般会計からの繰入金の関係、ここは剰余金が出たということから、こういう扱いになっているわけですが、実は8月30日に健康福祉交流館の運営委員会を開催をされています。その中で現状を改善するための幾つかの策が示されておりますけれども、さきの12月議会だったでしょうか、一つの提案として行っておりましたが、現状の健康福祉交流館の経営状況、財務状況をコンサル会社などを活用しながら、分析をして、その上に立ってしっかりと再生に向けた取り組みを進めるべきではないかという、この考え方を私は今もって持っているのですが、見解をお聞きます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

高橋議員からも3月の議会のときにもそういったお話がございましたので、職場の中でもそう

いった話し合いはしました。ただ、もう少し様子を見ながら、そういったコンサルティングを受けるかどうかは今、検討中でございますので、どういったコンサルティング会社がいいのか、例えば、商工会のほうでもそういったことをやってくれる事業もありますので、そういったものを含めて、今後、コンサルティングのことにつきましては引き続き検討させていただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

議案第39号の佐々木雄一議員からの質疑に対し、千葉町民福祉課長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先ほど、佐々木雄一議員さんのほうから質問ありまして、それで、また、訂正の答弁をさせていただきました。

住民基本台帳についてでございますが、住民基本台帳は備えていないとお答えしておりましたが、紙での住民基本台帳は備えていないという意味でありまして、磁気データとしての住民基本台帳は備えておりますので、補足させていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

日程第18、議案第48号、令和元年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

議案書35ページでございます。

議案第48号、令和元年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

35ページの裏、第1表歳入歳出予算補正で説明させていただきますが、款項同額ですので、項の補正額で説明をいたします。

はじめに、歳入です。

3款繰越金、1項繰越金460万7,000円。前年度からの繰越金です。

歳入合計460万7,000円。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費360万7,000円。この中には駐車場施設整備基金積立金226万円が含まれております。

2款繰出金、1項繰出金100万円。一般会計への繰出金です。

歳出合計460万7,000円。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

36ページ裏の1目総務費、14節使用料及び賃借料の中の電動車椅子借上料ということですが、毛越寺の境内の砂利の庭を通行するためにバギーの車両を投入したということを記憶しておりますけれども、今度、借上料なのでリースの車両は電動タイプみたいですが、バギーのタイプを購入するのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

36ページ裏の総務費の14節の使用料及び賃借料の電動車椅子の借り上げ料ですが、これは中尊寺第1駐車場と毛越寺の、それぞれある電動車椅子1台分ずつ計2台を借り上げる料金となっております。議員からご質問がありました毛越寺の駐車場のほうの電動車椅子は、今、お話のとおり、バギータイプというところで、庭園が大変広いので、アシストタイプではなくて、自分で車

椅子を操作して行うバギータイプのものが備わっております。ただ、現行では、毛越寺駐車場から毛越寺まで行く間に若干の坂道がございますので、バギータイプは本人が運転をして動かすタイプでございますので、少し恐怖といいますか、傾斜があるとなかなかなじまない部分もありますので、今回はバギータイプではなく、アシストタイプのものを中尊寺第1P、毛越寺のほうに同じ種類のを、アシストタイプを1台ずつレンタルしようということで予算措置をさせていただきます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

ないようでしたら、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第19、議案第49号、令和元年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

それでは、議案書37ページでございます。

議案第49号、令和元年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明させていただきます。

37ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額でございますので、項の補正額でご説明いたします。

歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金268万8,000円の減。

5款繰越金、1項繰越金273万8,000円。

歳入合計 5 万円。

次に、歳出でございます。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費 5 万円。

歳出合計 5 万円。

平成30年度の決算で繰越金が確定したことによる補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第20、議案第50号、令和元年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書39ページでございます。

議案第50号、令和元年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

39ページの裏、第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額でございますので、項の補正額でご説明いたします。

歳入、4 款繰入金、1 項他会計繰入金276万8,000円。

5 款繰越金、1 項繰越金155万8,000円。

歳入合計432万6,000円。

次に、歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水事業費432万6,000円。

歳出合計432万6,000円。

これは平成30年度の決算で繰越金が確定したことと、人事異動による職員給与等の変更による補正が主なものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第21、議案第51号、令和元年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

それでは、議案書42ページでございます。

議案第51号、令和元年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

43ページの令和元年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。

項目同額の場合は目の補正額でご説明いたします。

収入でございます。

2 款簡易水道事業収益、2 項営業外収益、3 目他会計補助金124万3,000円。7 目資本費繰入収益2,000円。

収入合計124万5,000円。

歳出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、5 目総係費10万円。

2 款簡易水道事業費用、1 項営業費用、5 目総係費42万3,000円の減。

支出合計32万3,000円の減でございます。

次に、43ページの裏、資本的収入及び支出でございます。

2 款簡易水道事業資本的支出、1 項建設改良費、1 目一般改良事業費202万4,000円。

歳出合計202万4,000円。

一般会計からの法定内繰入金及び工事費の補正が主なものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。このままの形でよろしく願います。

休憩 午後 1 時 1 3 分

再開 午後 1 時 1 5 分

議 長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程第22、同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについ

てを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、追加議案、人事案件の説明をさせていただきます。

議案書その2の1ページをお開きください。

同意第1号の提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、千葉昭夫、住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の千葉昭夫委員が令和元年9月27日をもって任期満了になりますことから、引き続き千葉昭夫氏を委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第1号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第23、同意第2号から日程第25、同意第4号まで、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

議案書その2の2ページをお開きください。

同意第2号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、佐藤敏雄、住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の佐藤敏雄委員が令和元年9月30日をもって任期満了となりますこと

から、引き続き佐藤敏雄氏を委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

次に、議案書その2の3ページをお開きください。

同意第3号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、小室光子、住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の小室光子委員が令和元年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き小室光子氏を委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

次に、議案書その2の4ページをお開きください。

同意第4号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、千葉多嘉男、住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の千葉多嘉男委員が令和元年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き千葉多嘉男氏を職員代表委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第2号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

次に、同意第3号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時22分

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

次に、同意第4号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時23分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程第26、同意第5号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

議案書その2の5ページをお開きください。

同意第5号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、本澤京子、住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の本澤京子委員が令和元年11月17日をもって任期満了となりますことから、引き続き本澤京子氏を委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第5号を採決します。
本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

以上で本定例会9月会議に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、令和元年平泉町議会定例会9月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時26分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 佐々木 一 治

同 佐々木 雄 一